

平成28年4月開業の家庭的保育事業等の認可について

1 基本的な考え方

「家庭的保育事業等の認可等について（雇児発1212第6号平成26年12月12日付け）」のとおり、子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該地域で保育需要が充足されていないことを前提に、家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、新規設置は、地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会における審査、認可外保育施設から認可事業への移行は、認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会における審査の結果を踏まえ、認可する。

2 事業開始予定の家庭的保育事業等

(1) 平成28年4月1日事業開始予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称	事業概要 (所在地、定員)
小規模保育事業 A型	(福) 青い空保育園 (仮称) 青い空の家	岡本2-5-11 9人
小規模保育事業 A型	(株) MAGNOLIA KIDS (仮称) ららるー保育園	北烏山1-59-7 12人
小規模保育事業 B型	(特非) 子育て支援ひまわり (仮称) えにつくす	千歳台5-23-13 19人
保育所型事業所内保 育事業	東京ヤクルト販売(株) (仮称) ヤクルト経堂保育園	経堂5-38-26 40人(内地域枠12人)

別紙「家庭的保育事業等認可申請概要」のとおり

(2) 平成28年4月以降事業開始予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称	事業概要 (所在地、定員)
小規模保育事業 A型	(特非) なかよし子育てねっと (仮称) なかよし保育室	若林5-7-11 18人
小規模保育事業 A型	(特非) 砧の会 (仮称) 高木保育園	砧6-18 19人

3 認可申請事項等変更予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称	変更の内容		
		事項	変更前	変更後
小規模保育事業 B型	(福) 杉の子保育会 かもめのいえ(かき)	使用 区分	乳児室・ほふく 室 82.06 m ² 保育室・遊戯室 71.66 m ²	乳児室・ほふく 室 20.24 m ² 保育室・遊戯室 70.96 m ²
		利用 定員	0歳児：6名 1歳児：6名 2歳児：6名 合計：18名	0歳児：0名 1歳児：5名 2歳児：10名 合計：15名

小規模保育事業 B型	(福)杉の子保育会 かもめのいえ(もも)	使用 区分	乳児室・ほふく 室 82.06 m ² 保育室・遊戯室 71.66 m ²	乳児室・ほふく 室 49.72 m ² 保育室・遊戯室 0 m ²
		利用 定員	0歳児：6名 1歳児：6名 2歳児：6名 合計：18名	0歳児：10名 1歳児：5名 2歳児：0名 合計：15名

変更の理由

連携施設を確保し、保育提供の終了に際して、当既連携施設に児童を受け入れるため、受入可能数に定員を変更する。また、これに合わせて、使用区分を見直し、変更する。

4 今後の予定

1月中旬 認可申請書類審査
2月中旬以降 実地検査(施設等整備中検査)実施
2月下旬以降 認可申請書類審査終了後、認可決定
確認申請書類審査終了後、確認決定
4月1日 事業開始

担当 子ども・若者部 保育認定・調整課 事業者認可・指導担当
電話03-5432-2333 FAX03-5432-3018

家庭的保育事業等認可申請概要

事業者	名称	社会福祉法人 青い空保育園		代表者職・氏名	理事 桑原 光子				
	住所	世田谷区岡本二丁目5番11号							
	事業概要	多様な保育サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 第二種社会福祉事業 (1) 保育所の経営 (2) 一時預かり事業の運営							
開設予定年月日		平成 28 年 4 月 1 日							
事業所	名称	青い空の家							
	事業の種類	小規模保育事業A型							
	住所	世田谷区岡本二丁目5番11号							
	最寄駅	東急大井町線・田園都市線 二子玉川駅 徒歩16分							
	連携施設	保育所 青い空保育園(世田谷区岡本二丁目5番11号)							
	審査形態	新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会)							
開園時間	開園時間(基本)	午前7時	15分	~	午後6時	15分	(11時間)	分	
	延長時間	午後6時	15分	~	午後7時	15分	(1時間)	分	
休園日		日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで							
定員	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
	3号認定	3	3	3	/	/	/	9	
	内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0	/	/	/	0	
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	自己所有 賃借(貸主: 国・都・区市町村・民間) その他(建物賃借と一体)						
	建物	自己所有 賃借(貸主: 国・都・区市町村・民間)							
財務健全性	債務超過	(直近の会計期間)	無	損失計上	(直近三か年連続)	無			
建物設備	構造・面積	木造	地上	2階建	1・2階部分	109.32 m ²	(新築・改修)		
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準	保育室・遊戯室	現状	基準		
			m ²	19.8 m ²		m ²	5.94 m ²		
	3階以上	該当なし							
	避難経路	(2か所2方向)	有						
	室内化学物質	適	不適	未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)					
建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証	提出済			確認済証			
		検査済証				検査済証			
耐震性能	適	不適							
屋外遊戯場(庭)			[地上]	15.32 m ²					
	15.32 m ²		[屋上]	m ² 避難用設備・防火設備等 有					
	(基準面積 9.9 m ²)		(代替場所)	(面積) m ²					
			(距離)	徒歩		分	(トイレ・水飲み場)	有	

職員	氏名	桑原 暁子			
	管理者 要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当 児童福祉事業等に2年以上従事した者 児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者			
		常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者			
保育従事職員	4.5 人 (基準人数 3 人)	常勤	3 人		
		その他	3 人	常勤換算	1.5 人
食事の提供	直営	調理員 人			
	委託	委託先 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)を充足			
	搬入	搬入施設 連携施設 保育所 青い空保育園(世田谷区岡本二丁目5番11号) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第17条を充足			
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要	<p>1 審査方法 審査内容 整備・運営しようとしている事業の年齢別定員と、同じ年齢の認可定員のある認可保育園を区内で1年以上運営しているため、応募書類に関する書類審査、当該事業者へのヒアリングの審査及び公認会計士による財務審査を実施(応募資格に係る審査)した。 評価内容 書類審査、ヒアリング審査及び財務審査の結果を基に総合的に評価し、整備・運営事業者を選定した。</p> <p>2 審査結果 社会福祉法人青い空保育園は、世田谷区内において昭和43年から、認可保育園を運営している法人である。今回の提案は、運営する認可保育園の隣接地で、新制度における小規模保育事業を整備・運営し、区の待機児童解消に寄与するというものである。同保育園を連携施設とする具体的な計画であり、家庭的で暖かい保育という法人の保育理念を実現しようという意欲が感じられる。 以上のことなどから、事業者からの提案について、採択できるとの評価に至った。</p>				
特記事項	<p>・上記記載の内容は、事業者認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。</p> <p>・保育室等は、32.95㎡あり、基準面積を上回っている。乳児室・ほふく室と保育室・遊戯室の区分が確認できていない。</p> <p>・新築につき、検査済証は完了検査後に提出を求める。</p>				

家庭的保育事業等認可申請概要

事業者	名称	株式会社MAGNOLIA KIDS			代表者職・氏名	代表取締役 浅井 千鶴子			
	住所	世田谷区北烏山一丁目59番7号							
	事業概要	(1) 保育所の経営 (2) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理並びにコンサルティング業務 (3) 前各号に付帯する一切の業務							
開設予定年月日		平成 28 年 4 月 1 日							
事業所	名称	ららるー保育園							
	事業の種類	小規模保育事業A型							
	住所	世田谷区北烏山一丁目59番7号							
	最寄駅	京王線 芦花公園駅							
	連携施設	未定(経過措置期間の適用)							
審査形態	新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会)								
開園時間	開園時間(基本)	午前9時	00分	~	午後5時	00分	(8時間)	分	
	延長時間	午前8時	00分	~	午前9時	00分	(1時間)	分	
		午後5時	00分	~	午後6時	00分	(1時間)	分	
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで								
定員	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
	3号認定	3	4	5	/	/	/	12	
	内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0	/	/	/	0	
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	自己所有 賃借(貸主: 国・都・区市町村・民間) その他(建物賃借と一体)						
	建物	自己所有 賃借(貸主: 国・都・区市町村 (民間))							
財務健全性	債務超過	(直近の会計期間)	無	損失計上	(直近三か年連続)	無			
建物設備	構造・面積	軽量鉄骨	造	地上	2	階建	1	階部分	64.02 m ² (新築・改修)
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準	保育室・遊戯室		現状	基準	
			24.01 m ²	23.1 m ²	9.97 m ²	9.9 m ²			
	3階以上	該当なし							
	避難経路	(2か所2方向)	有						
	室内化学物質	適	不適	未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)					
建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証	提出済			用 改 修 変 更	確認済証		
		検査済証					検査済証		
耐震性能	適	不適							
屋外遊戯場(庭)	(基準面積	357 m ²	[地上]	9.1 m ²					
		16.5 m ²)	[屋上]	m ² 避難用設備・防火設備等 有					
			(代替場所)	オリーブ公園(北烏山1) (面積) 357 m ²					
			(距離)	徒歩 0分 (トイレ・水飲み場) 有					

職員	氏名	浅井 千鶴子			
	管理者 要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当 児童福祉事業等に2年以上従事した者 児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者			
		常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者			
保育従事職員	4.5 人 (基準人数 4 人)	常勤	3 人	その他	4 人 常勤換算 1.5 人
食事の提供	直営	調理員	3 人	(内栄養士 1 人)	
	委託	委託先 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)を充足			
	搬入	搬入施設 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第17条を充足			
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要	<p>1 審査方法 審査内容 事業者から提出された応募書類に関する書類審査、当該事業者へのヒアリングの審査、運営施設の実地調査及び公認会計士による財務審査を実施した。 評価内容 書類審査、ヒアリング審査及び財務審査の結果を基に総合的に評価し移行事業者を選定した。</p> <p>2 審査結果 事業者代表は、世田谷区家庭福祉員として平成16年10月に認定され、現在も保育を実施している。 個人の保育から組織の保育への移行であるため、課題は多いが、保育ママとして補助者とよいチームワークを築いてきている。 認可事業に移行することによる課題は事業者代表も自覚しており、意欲をもって取り組んでいることや、これまで培った地域に根付いた保育、少人数の落ち着いた保育の継続が期待できることなどから、事業者からの提案について、採択できるとの評価に至った。</p>				
特記事項	<p>・上記記載の内容は、事業者認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。</p> <p>・新築につき、検査済証は完了検査後に提出を求める。</p> <p>・基準面積に満たないが、屋外遊戯スペースがある。屋外遊戯場(庭)の代替場所と事業所は近接しているため、水飲みのみでトイレはないが可とする。</p>				

家庭的保育事業等認可申請概要

事業者	名称	特定非営利活動法人 子育て支援ひまわり		代表者職・氏名	理事長 前田 潤子							
	住所	世田谷区粕谷三丁目16番11号										
	事業概要	(1)子どもの健全育成を図る活動 (2)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 (3)保育施設の運営事業 (4)子育て支援のための研修及び相談事業 (5)その他目的を達成するために必要な事業										
開設予定年月日		平成 28 年 4 月 1 日										
事業所	名称	えにつくす										
	事業の種類	小規模保育事業B型										
	住所	世田谷区千歳台五丁目23番13号										
	最寄駅	京王線 千歳烏山駅										
	連携施設	未定(経過措置期間の適用)										
審査形態	新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会)											
開園時間	開園時間(基本)	午前9時	00分	~	午後5時	00分	(8時間)	分				
	延長時間	午前8時	30分	~	午前9時	00分	(0時間)	30分				
		午後5時	00分	~	午後6時	00分	(1時間)	分				
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで											
定員	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計				
	3号認定	2	8	9	/	/	/	19				
	内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0	/	/	/	0				
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	自己所有 賃借(貸主:国・都・区市町村・民間) その他(建物賃借と一体)									
	建物	自己所有 賃借(貸主:国・都・区市町村・ <u>民間</u>)										
財務健全性	債務超過	(直近の会計期間)	無	損失計上	(直近三か年連続)	無						
建物設備	構造・面積	RC	造	地上	6	階建	1	階部分	97.6	m ²	(<u>新築</u> ・改修)	
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準	保育室・遊戯室		現状	基準				
			37.4	m ²	33	m ²	17.86	m ²	17.82	m ²		
	3階以上	該当なし										
	避難経路	(2か所2方向)	有									
	室内化学物質	適	不適	未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)								
建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証				用 改 修 / 変 更	確認済証					
		検査済証					検査済証					
耐震性能	適	不適										
屋外遊戯場(庭)	68,658		m ²		[地上]	m ²						
	(基準面積		29.7		[屋上]		m ²		避難用設備・防火設備等			有
					(代替場所)		蘆花恒春園(粕谷1)		(面積)		68,658	m ²
					(距離)		徒歩		4分		(トイレ・水飲み場)	

職員	管理者	氏名	前田 潤子			
		要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当			
			児童福祉事業等に2年以上従事した者 児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者			
	保育従事職員	6人 (基準人数 4人)	常勤	5人	基準人数の6割以上の保育士を確認	
			その他	3人	常勤換算	1人
食事の提供	直営	調理員	3人	(内栄養士	1人)	
	委託	委託先 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)を充足				
	搬入	搬入施設 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第17条を充足				
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要	1 審査方法 審査内容 事業者から提出された応募書類に関する書類審査、当該事業者へのヒアリングの審査、運営施設の実地調査及び公認会計士による財務審査を実施した。 評価内容 書類審査、ヒアリング審査及び財務審査の結果を基に総合的に評価し移行事業者を選定した。 2 審査結果 事業者代表は、個人事業主として、認可外保育施設(ベビーホテル等)を運営している。 運営する施設は、平成24年4月1日に東京都による「指導監督基準を満たす証明書(非課税措置証明書)」が交付されているが、認可外保育施設から認可事業に移行するにあたり、運営上求められる基準も高くなるため、十分な準備が必要となる。 課題は多いが、事業者代表が現行施設の施設長を兼ねているので、保育現場のことをよく理解しており、職員の関係性も良好であること、移行に向けて意欲的であることから事業者からの提案について、採択できるとの評価に至った。					
特記事項	・上記記載の内容は、事業者認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。 ・確認済証及び検査済証に代えて、台帳記載事項証明書の提出があった。 ・使用延床面積(97.60㎡)から、用途変更の届出が不要のため、一級建築士の証明をもって、保育所用途への適合及び耐震性能の確認とする。					

家庭的保育事業等認可申請概要

事業者	名称	東京ヤクルト販売 株式会社			代表者職・氏名	代表取締役 菊池 清隆					
	住所	台東区台東二丁目19番9号									
	事業概要	(1) 乳製品乳酸菌飲料の販売等の事業を営む会社の株式の保有による事業活動の支配・管理 (2) 乳製品乳酸菌飲料等の販売 (3) 損害保険代理業 (4) 不動産の賃貸、管理 (5) 総合的な美容指導・美容施術に関する教室の経営 (6) 保育所運営にかかわる事業									
開設予定年月日		平成 28 年 4 月 1 日									
事業所	名称	ヤクルト経堂保育園									
	事業の種類	保育所型事業所内保育事業									
	住所	世田谷区経堂五丁目38番26号2階									
	最寄駅	小田急線 経堂駅 徒歩7分									
	連携施設	未定(経過措置期間の適用)									
	審査形態	新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会)									
開園時間	開園時間(基本)	午前7時	15分	~	午後6時	15分	(11時間)	分			
	延長時間	午後6時	15分	~	午後7時	00分	(0時間45分)	分			
休園日		日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで									
定員	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計			
	3号認定	7	12	21	/	/	/	40			
	内地域枠 (事業所内保育事業)	0	5	7	/	/	/	12			
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	自己所有 賃借(貸主: 国・都・区市町村・民間) その他(建物賃借と一体)								
	建物	自己所有 賃借(貸主: 国・都・区市町村・民間)									
財務健全性	債務超過	(直近の会計期間)	無	損失計上	(直近三か年連続)	無					
建物設備	構造・面積	鉄骨	造	地上	2	階建	2	階部分	160.49 m ²	(新築 <u>改修</u>)	
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準	保育室・遊戯室		現状	基準			
			65.05 m ²	62.7 m ²	43.85 m ²	41.58 m ²					
	3階以上	該当なし									
	避難経路	(2か所2方向)	有								
	室内化学物質	適	不適	未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)							
建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証			用途変更/ 改修	確認済証					
		検査済証				検査済証					
耐震性能	適	不適									
屋外遊戯場(庭)			[地上]	m ²							
	1,959 m ²	[屋上]	m ² 避難用設備・防火設備等 有								
	(基準面積 69.3 m ²)	(代替場所)	石仏公園(経堂3)		(面積)	1,959 m ²					
		(距離)	徒歩		1分	(トイレ・水飲み場)	有				

職員	氏名	大森 めぐみ			
	管理者 要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当			
		児童福祉事業等に2年以上従事した者			
		児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者			
保育従事職員	11.7 人 (基準人数 8 人)		常勤 10 人		
			その他 4 人	常勤換算 1.7 人	
食事の提供	直営	調理員 3 人 (内栄養士 1 人)			
	委託	委託先 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)を充足			
	搬入	搬入施設 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第17条を充足			
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要	<p>1 審査方法 審査内容 事業者から提出された応募書類に関する書類審査、当該事業者へのヒアリングの審査、運営施設の現地調査及び公認会計士による財務審査を実施した。</p> <p>評価内容 書類審査、ヒアリング審査及び財務審査の結果を基に総合的に評価し移行事業者を選定した。</p> <p>2 審査結果 事業所内保育所運営の実績は長い、当初は非常に簡易なものから始まり、徐々に質を高めてきている。約70施設ほど、保育事業を展開しているが、他区市町村の5施設ほどが新制度の地域型保育事業、事業所内保育事業へ移行している。</p> <p>元々保育は営業部門に含まれていたが、今年度から保育部門として独立した。認可になり実績を積んでいけば雇用体系も保育部門で個別に提案できるのではないかと説明もあり、今後、より保育の内容が充実していくことも期待できることから、事業者からの提案について、採択できるとの評価に至った。</p>				
特記事項	<p>・上記記載の内容は、事業者認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。</p> <p>・確認済証及び検査済証に代えて、台帳記載事項証明書の提出があった。</p> <p>・既存施設を活用するため、用途は現行も保育所となっている。</p>				

家庭的保育事業等認可申請書類一覧兼チェックリスト

事業所名	
所在地	
事業者名	
開業予定年月日	
事業者担当者 (申請内容照会先)	所属・氏名 電話番号 FAX番号 e-mailアドレス

大項目(インデックスには、番号と大項目を記載)		チェック欄			関係規程等	
番号	大項目	家庭的保育事業等認可申請書類	申請者 確認	整備 担当 確認	備考 (連絡事項)	
1	申請	(1)家庭的保育事業等認可申請書 (2)建築確認申請書第3面に記載の住居表示と異なる場合の住居番号通知書等				法第34条の15第2項、法施行規則第36条の36、世田谷区児童福祉法の施行に関する規則第8条の7
2	職員関係	(1)職員の構成 2-1 (2)家庭的保育支援者及び管理者が各要件を充足することを証する書面(勤務証明書等) (3)家庭的保育支援者、管理者及び基準職員の履歴書の写し (4)職員資格証明確認書 2-2 (5)嘱託医及び嘱託歯科医の委託契約書及び医師の免許証の写し (6)所定労働時間等の明記された雇用条件通知書(控) (7)調理業務の委託又は搬入の契約書等				認可条例第9条(一般要件)、第11条(他の社会福祉施設を併設するとき)、第17条(食事の特例)、第24条(家庭的)、第30条(小規模A)、第32条(小規模B)、第35条(小規模C)、第41条(居宅)、第46条(20人以上事業所内)、第48条(19人以下事業所内) 認可条例施行規則第4条(食事の特例)、第8条(小規模A)、第9条(小規模B)、第10条(居宅)、第12条(20人以上事業所内)、第13条(19人以下事業所内)
3	建物、その他の設備関係	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面を記載した書類 (1)建物・土地の状況 3-1 (2)事業所の案内図 (3)施設の配置図及び建物の平面図 (4)避難経路図 (5)建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し (6)保育室等を2階以上に設置する場合の一級建築士による証明 (7)用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し (8)自己所有物件の場合の土地及び建物の登記事項証明書 (9)土地・建物の貸与又は使用許可を受ける場合のそれを証する書面				保育指針第5章、待機児解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について(13年雇児保第11号1(2))、法第34条の16、設備運営基準、認可条例第23条(家庭的)、第29条(小規模A、B及び19人以下事業所内準用)、第34条(小規模C)、第40条(居宅)、第45条(20人以上事業所内)、認可条例施行規則第7条(小規模A、B及び19人以下事業所内準用)、第11条(20人以上事業所内) 建築基準法第6条第1項ほか関係法令、認可条例第23条(家庭的)、第29条(小規模A、B及び19人以下事業所内準用)、第34条(小規模C)、第40条(居宅)、第45条(20人以上事業所内)、認可条例施行規則第7条(小規模A、B及び19人以下事業所内準用)、第11条(20人以上事業所内)

大項目(インデックスには、番号と大項目を記載)		チェック欄			関係規程等		
番号	大項目	家庭的保育事業等認可申請書類	申請者 確認	整備 担当 確認	備考 (連絡事項)		
3	建物・その他の設備関係	(10)不動産の貸与を受けて事業所を設置する場合のチェックリスト 3-2				家庭的保育事業等の認可等について(26年雇児保発1212第6号)、火災予防条例第56条、認可条例第8条、認可条例施行規則第3条、15福子推第1000号、認可条例第23条(家庭的)、第29条(小規模A、B及び19人以下事業所内準用)、第34条(小規模C)、第40条(居宅)、第45条(20人以上事業所内)	
		(11)消防法令に基づく届出写し及び議事録					
		(12)室内化学物質検査結果					
		(13)昭和56年6月1日における建築基準法(新耐震)に基づく建築物ではない場合の耐震基準を満たしていることの証明					
4	運営方針等	事業の運営についての重要事項に関する規程を記載した書類				認可条例第19条、認可条例施行規則第6条、労働基準法第89条、第106条、育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて(3年基発第712号)、育児・介護休業法及び施行規則、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働災害補償保険法、労働安全衛生法及び規則、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、認可条例第19条、認可条例施行規則第6条、認可条例第7条	
		(1)運営規程					
		(2)就業規則等写し					
		(3)重要事項説明書等					
		(4)利用契約書					
		(5)利用する子どもに関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類写し					
5	事業者関係	経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴を記載した書類 申請者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約				法第34条の15、法施行規則第36条の36	
		(1)事業者代表者の履歴書					
		(2)経営の責任者及び福祉の実務にあたる幹部職員の氏名及び履歴書					
		(3)法人の履歴事項全部証明書及び事業概要					
		(4)定款又は寄附行為の写し					
		(5)印鑑証明書					
		(6)児童福祉法第34条の15第3項の基準に関する誓約書 5-1					
		収支予算書 申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類					
		(7)資金計画書 5-2					
		(8)収支計画書 5-3					
		(9)直近3年間の決算報告書					
		(10)事業者全体の今後5年間の収支(損益)予算書					
		(11)事業者全体の今後5年間の借入金等返済(償還)計画					
		(12)設置者が新規設立法人の場合の会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書					
		(13)残高証明書					
(14)納税証明書							
(15)経済的基礎等チェックリスト 5-4							

大項目(インデックスには、番号と大項目を記載)			チェック欄			関係規程等		
番号	大項目	家庭的保育事業等認可申請書類	申請者 確認	整備 担当 確認	備考 (連絡事項)			
6	区 整備 担当 所管	(1) 事業所認可に係る意見書						
		(2) 子ども・子育て支援事業計画における需給状況確認資料						
		(3) 補助事業に係る財産処分の決定通知写し						
		(4) その他()						

(注1) 関係規程等欄の記載は、以下のとおり略している。

児童福祉法、法施行規則：児童福祉法施行規則、設備運営基準：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、認可条例：世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、認可条例施行規則：世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(注2) 社会福祉法人及び学校法人にあっては、5(7)から(15)までの書類の添付は不要のこと。

〔メモ欄〕